

# 明和町教育行政大綱

## 未来を築く豊かな人間性と創造性を備えた人づくり

私たちは、子どもたちが生きていくうえで必要不可欠な「生きる力」を身につけさせるため、学校、家庭、地域において「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育成することを目指します。

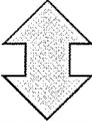
また、芸術文化・スポーツにおいて町民一人ひとりが能力や個性を伸ばし、それぞれのライフステージに応じた夢を実現できる生涯学習環境の形成と、日本遺産に認定された誇れる歴史と地域の伝統文化を次世代に継承し、これらの文化遺産を活用したまちづくりを推進する人材の育成を目指します。

### ■教育行政大綱の位置付け

この大綱は、明和町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。第5次明和町総合計画の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の基本目標、重点的に取り組むべき基本施策の方向性を定めます。

### ■教育行政大綱の実施期間

本大綱は、平成27年度から30年度までの4年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて柔軟に見直していくこととします。

平成(年度)	23~26	27	28	29	30	31	32
第5次 明和町総合計画	第5次明和町総合計画 (H23~H32)						
	前期 (H23~H27)			後期 (H28~H32)			
 連動・整合性							
明和町教育行政大綱		明和町教育行政大綱					明和町教育行政大綱

## 【重点政策】

- 1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するため、教育委員会、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進
  - (1) 幼児期の保育・教育並びに子育て支援の充実・強化
  - (2) 小・中学校教育の充実
  - (3) 安全・安心な学習環境の整備
  - (4) 学校・家庭・地域で教育に取り組む社会づくり
  
- 2 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進
  - (1) 生涯学習の推進
  - (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
  - (3) 青少年の健全育成の充実
  - (4) 文化・芸術活動の充実
  
- 3 国史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成
  - (1) 郷土の歴史遺産や伝統芸能・文化の振興

# 基本施策

基本施策は、大綱を実現するための具体的な指針であり、重点政策のもとに定める各施策ごとの主な取り組みを掲げます。

## 1 幼児期から学齢期までの子どもたちの保育・教育を保障するため、教育委員会、家庭、地域が連携した教育環境整備の推進

### (1) 幼児期の保育・教育並びに子育て支援の充実・強化

幼児期における心身の健全な発達には、人間形成に大きく寄与していることから、幼児期に必要な集団生活を通じて基礎的生活習慣や社会性を身につけ、地域とのふれあいを大切にすることにより、豊かな人間関係や規範意識を培います。

- ・ 子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・ 地域に開かれた子育て支援の拠点づくり
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力の向上
- ・ 保育園・幼稚園・こども園・小中学校の連携の促進
- ・ 幼保一元化の推進

### (2) 小・中学校教育の充実

#### ア 学力の向上と多様な教育への取り組みの推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育てなければなりません。それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、学習指導要領に基づき、確かな学力の定着と向上を図るとともに、外国語教育などの新しい時代に対応した教育や特別支援教育の充実に取り組みます。

- ・ 基礎的な知識・技能の習得と学力の育成
- ・ 土曜授業の実施
- ・ 情報教育の推進
- ・ 外国語指導助手配置の推進
- ・ 特別支援教育の充実
- ・ 教職員の資質向上

## イ 人権教育の推進

今日、社会的な問題となっている「いじめ」「児童虐待」等の事件を厳しく受け止め、「人の命を大切にする」人格形成を目的とした学習や研修に取り組みます。

また、子どもたちが、自他の基本的人権を尊重し合い、互いに認め合い、一人ひとりを大切にする教育活動を推進します。

- ・ 命の大切さや心の教育の充実
- ・ いじめ防止等の取組みの充実
- ・ 人権感覚あふれる学校づくりの推進
- ・ 教職員及び社会教育関係者の人権教育研修の推進
- ・ 人権講演会や講座など啓発活動の充実

## ウ 情操教育の推進

将来を担う子どもたちの人生が、感動ややすらぎ、生きる喜びに満ちたものとなるよう、文化芸術活動、読書活動などを通して、豊かな感性や情操を育む教育活動を推進します。

- ・ 文化芸術活動の充実
- ・ 読書活動の充実

## エ 健やかな体の育成

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが必要です。特に学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、心身の成長発達についての健康教育を推進します。

- ・ 運動習慣、生活習慣、食習慣の教育
- ・ 学校給食における食育の推進
- ・ 地産地消の推進
- ・ 米飯給食の推進
- ・ 学校スポーツの推進

### (3) 安全・安心な学習環境の整備

#### ア 教育環境の充実

健康管理や勉学に励むことのできる快適な学習環境を確保するため教育施設環境整備の推進が必要です。また、老朽化が進む学校施設や津波浸水区域内にある教育・保育施設の改築などに取り組みます。

- ・ 空調設備の推進
- ・ 教育施設整備の充実
- ・ 校舎建設の促進

#### イ 安全教育の推進

子どもたちがさまざまな事件・事故・災害等から命を守るために、危機管理教育の充実を図り、子どもたち自らが、危険を予測・回避する力を身につけることができるように安全教育を推進します。

- ・ 防犯教育の推進
- ・ 防災教育の推進
- ・ 交通安全教育の充実

### (4) 学校・家庭・地域で教育に取り組む社会づくり

#### ア 家庭教育の向上

子どもたちの基本的な生活習慣、自立心などの醸成には家庭教育のあり方も重要です。このため、生活習慣や家庭学習の習慣などが定着するように家庭での教育力向上を推進します。

- ・ 家庭での予習復習の定着
- ・ 家庭学習の時間の確保
- ・ 家庭での生活習慣の形成

## イ 開かれた学校づくりの推進

教育活動の資的な向上や地域のよさを教育活動に取り入れた特色のある学校を創造するため、保護者、地域住民等の学校運営への参画を推進します。

- ・ 学校評価の実施
- ・ 地域との教育活動の推進
- ・ 地域による学校支援体制の整備推進
- ・ 地域資源をいかした教育活動の推進
- ・ 放課後こども教室の推進
- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 学力アドバンス事業の推進

## 2 子どもから大人まで、だれもがいつでも、どこでも学び活かせる環境づくりの推進

### (1) 生涯学習の推進

豊かな心と生きがいを育むまちづくりのため、生涯にわたって学びたい人がいつでも学べる環境づくりを推進します。

また、「学ぶ」だけの姿勢から、一人ひとりが学習した内容を地域に活かしてもらうように「学び返し」を実践し、住民の生涯活動の活性化や学習意欲の向上につなげます。

- ・ 公民館活動の充実
- ・ 図書館サービスの充実

### (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

住民が生涯にわたり元気で充実した生活を送り、体育・スポーツ活動を楽しめるよう、各種スポーツ事業の推進、環境整備や活動団体等への支援に努めるとともに、リーダーの育成を図ります。

- ・ 町内各種スポーツ大会・スポーツまつりの支援
- ・ 生涯スポーツ事業の振興
- ・ 競技スポーツの振興
- ・ スポーツ環境の整備推進
- ・ 指導者の育成
- ・ 国民体育大会の推進

### (3) 青少年の健全育成の充実

次代の担い手である青少年が、心身ともに健全に育つ環境づくりを目指し、行政・学校・家庭・地域や関係団体が連携して青少年を守るための取り組みを行うとともに、青少年の非行防止活動を推進します。

また、地域活動を通じた交流の機会の提供や指導者の育成を支援し、ボランティアなどの社会活動への青少年の参加を促します。また青少年育成関係団体間の交流・連携等を推進します。

- ・ 青少年健全育成町民の会の活動支援
- ・ 青少年指導員協議会の活動の推進
- ・ 地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進

### (4) 文化・芸術活動の充実

住民の豊かな人間性を育むため、生涯学習との連携を強化して、気軽に芸術・文化に触れられる環境づくりを推進するとともに、芸術文化に関する発信に努めます。また、指導者の育成や地域において文化活動に携わっている人や団体を支援し、活動者の増加を促進します。

- ・ 町民文化祭や地域における文化活動の支援
- ・ 文化活動を支援する人材、ボランティアの育成
- ・ 文化芸術団体の公演や著名人等の講演の誘致
- ・ 文化活動を行う拠点施設の整備

## 3 国史跡及び日本遺産を活用したまちづくりの推進と地域の伝統文化を継承していく郷土愛に満ちた人材の育成

### (1) 郷土の歴史遺産や伝統芸能・文化の振興

郷土を誇りに感じ、ふるさとを大切に思う気持ちが育つ人づくりを推進するため、伝統文化を学び、体験・参加できる機会の充実を図るとともに文化財や郷土芸能の保存・継承と活用を推進します。

- ・ 地域の伝統芸能や有形文化財等の情報発信
- ・ 斎宮歴史博物館や体験館、復元建物などの施設を活用した文化事業の推進